

登録速報（適用拡大）

農 薬 名：ジャスモメート液剤

登 録 番 号：第21051号

適用拡大登録日：平成21年4月8日

適用拡大登録内容：作物名「りんご」の表記を以下の通り変更する。

【変更後】

作物名	使用目的	希釈倍数	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	プロトジヤセン を含む農薬の 総使用回数
りんご	着色促進	500 倍	収穫開始予定日の 30～25 日前 但し、収穫 14 日前まで	1 回	立木 全面散布	1 回
ぶどう（巨峰）			満開後 35～40 日 但し、収穫 30 日前まで		果房散布	

使用上の注意事項

- （1）調製した希釈液は、長時間放置せずに使い切ること。
- （2）希釈液を調製した容器及び使用器具は使用后十分に洗っておくこと。
- （3）容器等は圃場等に放置せず、適正な方法で処理をすること。
- （4）ぶどうに使用する場合は果粉の溶脱を生じる恐れがあるので、薬液が着きすぎないように、散布後、棚の針金または枝を軽く振って余分の薬液を落とすこと。
- （5）りんごに使用する場合は次の事項に注意すること。
 - ①着色不良となりやすい地域で使用する。
 - ②効果の確認されている品種は、紅玉、シナノスイート、ジョナゴールド、つがる、ふじ、である。
 - ③上記品種以外の品種に対して本剤をはじめて使用する場合は、病虫害防除所等関係機関の指導を受けるか、自ら事前に薬効及び薬害を確認した上で使用すること。
- （6）本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上